

平和博物館と／の来歴の問い合わせ方

—立命館大学国際平和ミュージアムが背負い込んだもの—

福島 在行

1. はじめに

1) 平和博物館の来歴を語ること

日本で平和博物館という名前が使われるようになって20年ほどが経つ。⁽¹⁾現在、平和博物館は層としての一定の厚みを獲得したと考えてよいであろう。では、そのように層としての厚みを獲得した平和博物館をめぐって、それがかかる課題をどのように議論してゆけばよいのであろうか。現在の平和博物館がその基礎(の1つ)に平和学的平和概念を据えているとすれば、その扱うべき対象は無数に存在し、それを展示するために議論すべき事柄もきわめて多岐に渡ることになる。そこで本稿では課題を次のように限定したい。

平和博物館の課題を検討する際、平和博物館とはいかなる存在なのか、その理念的な定義から出発し課題を析出するという方法が一方で存在する。平和博物館を定義する作業は、それをめぐる議論に共通の土台を構築するために必要な作業であるが、残念ながらまだ共通の理解にはなっていない⁽³⁾。また、仮に近々、平和博物館の定義の共通理解が成立したとしても、それは抽象度の高いものとなるだろう。平和博物館の具体的課題を検討するためにはどうしても個々の状況から考えなければならない部分が存在する。そして個々の状況はその館が経てきた時間の上に存在している。とすれば、平和博物館の課題を検討するためには、館の来歴を語る必要があるということになる。来歴を語ること——それは単に自分が何者であるかを語ることではなく、いかなる事柄(に対する責任)を引き受け、何をなそうしてきた／いる者であるのかについて自己提示することである。平和博物館に関わろうとする者は、引き受けるにせよ、拒絶して作りかえるにせよ、館の来歴と向き合うことが要請されるだろう。本稿が試みることは、そのような1つの来歴の語りである。

2) 対象としての立命館大学国際平和ミュージアム

本稿では具体的には立命館大学国際平和ミュージアム(Kyoto Museum for World Peace, Ritsumeikan Uni-

versity, KMWP)を取り上げる。理由は以下のとおりである。KMWPは2005年に全館規模の展示換えを行ったが、私はこの過程に関わる機会を与えられた。その意味で私はKMWPの展示に一定の責任を負っており、その課題について検討し語ることは私自身の課題でもある。私がKMWPの来歴を語るのはそのような事情がある。だが、KMWPを対象として設定し検討する理由はそれだけではない。KMWPは日本の多くの平和博物館と同じく15年戦争を展示の1つの柱としているが、そこには他館と異なるある特徴が見られる。それは他館に広く存在するある性格の欠如なのだが、KMWPの検討は日本の平和博物館のこの性格にあらためて注意を促すだろう。だが、KMWPにおけるある性格の欠如にもかかわらず、同館における戦争体験の語りと他館のそれとの間には一定の共通性が予想される。その意味でKMWPの検討は、日本の平和博物館の全般的検討にもつながりうるだろう。

なお本稿は、KMWPの前史として設定しうる「平和のための京都の戦争展」(以下「京都の戦争展」)とその背景にまで一度さかのぼり、時系列的に現在へと戻る。なぜか。1981年に開始され現在までつづく京都の戦争展は毎年多数の資料を収集・展示してきたが、1992年のKMWP開館にあたりその多くが同館に提供された。これら資料の提供は京都の戦争展の理念を引き継ぐことが想定され、実際にも一定の連続性が確認されるからである(後述)。しかも京都の戦争展は平和博物館論の視点からも重要な点を自覚的に認識していた。1990年代、「戦争の記憶」をめぐって博物館の戦争展示が検討されることがたびたびあったが、それは語られる物語の内容(日本の加害が語られているかなど)の検討が主であった。この点の重要性はいまさら言うまでもないが、平和博物館論として独自に重要なのは、歴史教科書でもテレビ番組でもなく平和博物館という場での語りには他と異なるいかなる性質があり、なぜそれが積極的意味をもつのかという点である。平和博物館を対象として(積極的・肯定的に)設定する本稿もまた、この課題を負う。京都の戦争展は展示

という表現手法に自覺的にこだわった。平和博物館論としてKMWPの来歴を語るにあたり、京都の戦争展はこの意味からも重要な前史なのである。

2. 京都の戦争展の背景

1) 京都の戦争展について

京都の戦争展は1981年にはじまり、現在も毎年7月末～8月初に開催されている、戦争資料の展示を行う市民的平和運動である。京都在住の文化人たちが呼びかけ人となり、実行委員会形式で運営されている。会場は、第1回（1981年）は近鉄百貨店特設会場、第2回（1982年）～第11回（1991年）は京都市勧業館（現みやこメッセ）であったが、KMWP開館にともない第12回（1992年）からは同館中野記念ホールで開かれている。第14回までの通算見学者数は約160万人で、毎年⁽⁶⁾2000～4000点の資料を展示していた。

京都の戦争展はなぜはじめられたのか。実行委員会事務局員自身による整理からまずは確認しておこう。第1回から実行委員会事務局員であった井口和起は、1990年に開催された国際シンポジウム「平和のために戦争を語りつぐ」で京都の戦争展について次のように語っている—「わたしたちが『戦争展』を開催する基本的な目的は、第2次世界大戦とりわけ日本が主役となって引き起したアジア・太平洋地域での戦争=十五年戦争⁽⁷⁾〔……〕の真実の姿を語りつぎ、平和の尊さをひろく訴えることにある。／その際、わたしたちが特に重視しているのは、この戦争の持つさまざまな側面の一部分を強調するのではなく、全体的・総合的・体系的に描きだし、訴えるということである。簡単に言えば、この戦争で日本国民が受けた被害ばかりでなく、この戦争を通じてアジアの諸民族をはじめとして世界の諸国民に日本が与えた大きな損害と苦痛についても充分に描き、伝えることを重視するということである。これは日本国民が戦争犯罪についての責任を自ら主体的に考えなおす契機をつくるという意義をもつてゐる」。そして京都の戦争展を開始・継続してきた理由を4点あげている。（要約）⁽⁸⁾

- ①戦争体験のない世代が国民の70%を占め、戦争体験が忘却される危険
- ②公教育で戦争の歴史の教育が不充分で、日本の戦争を「正当化」しようとする風潮も少なくない
- ③現代日本における軍拡政策、また世界的な核戦争の脅威
- ④国民に国家主義的な思想や心情を強め広めようとする政策や動き⁽⁹⁾

これらの事態に対する運動として京都の戦争展は開催された。本稿で注目したいのは第2点目、つまり公教育における歴史教育・戦争学習をつよく意識していた点である。⁽¹⁰⁾そして、先取りして言えば、京都の戦争展には、1970年代の歴史教育における戦争学習の経験が色濃く反映されているのである。

2) 歴史教育における戦争学習について

1970年代の歴史教育における戦争学習の認識について、ここでは歴史教育者協議会（歴教協）の機関誌『歴史地理教育』から確認しておこう。⁽¹¹⁾歴教協における戦争学習で重視されていたのは次の3点である。

①父母の戦争体験：これは生徒自身に父母の戦争体験の聞き取りをさせるという実践である。例えば横山澄男はこの実践について次のように述べている—「[この実践は] “戦争はイヤだ”をストレートにつかむことができる。戦争の悲惨さは、どの父母の歴史をみても、強くほとばしり出ている。これほどリアルにつかめるものはない。また父母を通じて、身近かに歴史をつかむことができる」（〔 〕内は福島による補足。以下同じ）。⁽¹²⁾この方法は歴教協では古くから取組まれてきたが、1970年代でもその意義は強調されている。⁽¹³⁾

②地域の戦争：①に加えて1970年代に新たに現れたのがこの地域における戦争被害・戦争体験の掘り起しである。1971年の歴教協大会で東京大空襲の掘り起しや岐阜県恵那郡坂下町の満州農業移民への聞き取り調査が報告されて以降、地域の戦争体験の掘り起し実践が『歴史地理教育』誌上に現れるようになる。この背景には、歴教協が1970年代に「地域に根ざし、人民のたたかいを支える歴史教育」をかかげたことが存在する。このとき語られる「地域」とは次のようなものである—「われわれにとって「地域」は、住民のものであり、直接・間接におそいかかる諸矛盾に対してたたかう場であり、主体形成の場でもある。〔……〕地域社会の住民が地域社会を動かす主体に成長し、地域連帯が形成されていくとき、歴史は進歩し、発展する。その発展過程をわれわれはともに実践し、研究し記録していく必要があるし、またその伝統をさかのぼってほりおこしていくかなければならない」。つまり、自らが生活し、たたかう場として「地域」を把握し、そこでたたかう「主体」を形成するための一環としてその歴史の掘り起しが把握されていたのである。⁽¹⁴⁾

①と②とは力点の置き方にちがいがあるが、戦争体験とそれを学ぶ者との距離を近づけることが強く意識されている点では共通している。言い換えれば、自分

のものでない他者の経験（戦争体験）を学ぶことが、いかに学ぶ者自身にとっての課題となりうるのか、という点が模索されていたと言ってもよいだろう。

③戦争の全体との関係：①と②に対応する形で重視されていたのが戦争の全体との関係である。つまり、父母の戦争体験や地域の歴史は1部分であり、15年戦争を1つの全体として捉えた場合、その全体像が見えないこと、とくに日本の加害に関わる部分を欠落させがちなことが懸念された。⁽¹⁷⁾

これら3点が1970年代の戦争学習で重視された点であった。では、そもそもなぜ戦争についての学習が必要だと捉えられていたのであろうか。1978年に書かれた枝村三郎の次のような文章がある。

「現代史学習、「戦争と平和の歴史教育」は、国民として、主権者としての基礎的教養として位置づける必要があると思う。／（イ）戦後に育った生徒たちは、戦争体験、戦後体験とも断絶した時代に育っている。そのために日本の国民的歴史体験である「戦争と平和の歴史、戦後民主主義の発展の歴史」を学ぶことは重要である。【……】（ロ）現代史学習では、【……】国民の歴史体験、戦争体験に裏うちされた国民のたゆみない「平和への努力、民主主義を守り育てる努力」を、具体的に理解することが出来る。／（ハ）現代史学習は、憲法の下での「国民主権、民主主義」が、戦後の平和への原動力であり、「国民主権、基本的人権、平和主義」の三大柱が国民の努力によって維持されていることが理解できる。／また、その「平和と民主主義の立場に立つ日本の課題と展望」を明らかにし、生徒自らが「どう考え方理解し、どう生きるか」彼ら自身の生きる課題と、日本の進むべき方向を明らかにすることが出来る。」（下線は福島）⁽¹⁸⁾

枝村に当時の戦争学習すべてを代表させる訳には行くまいが、それでも彼の整理は注目してよい。枝村は戦争体験を学ぶことを明確に戦後の課題と結び付けている。ここで語られているのは公教育という場における国家の主権者（としての国民）の育成という課題である。ナショナルな語りを批判する立場からはこのような国民形成の教育は批判されてしかるべきものだろうが、ここでは性急にそのような批判を結論として提出するのではなく、さしあたり次の点を確認するにとどめる。つまり、これが日本国憲法（とくに3大原則）をめぐる政治的対抗関係の中で自覚的に選びとられた態度であること、その日本国憲法を語るためにその成

立と維持の背景に、不可分の前史（起源）として戦争体験が遡及的に設定されていること、主権者たる国民にそれを学び、受け継ぐことが要請されたことである。ただし、この場合の戦争体験とは個々人の戦争体験のことではない。それは何よりもまず「日本の国民的歴史体験」としての戦争体験総体（＝近代日本の帰結としての敗戦）のことであり、個々の体験（先述の①と②）はこの「国民的歴史体験」へと統合されるものであった点についても確認しておこう。これらはどう京都の戦争展へとつながったのだろうか。

3. 京都の戦争展における展示理念と内容

1) 京都の戦争展の展示概要

では京都の戦争展の検討に入る。本稿では第1回（1981年）を検討する。これは、翌年の第2回に明確な加害展示が追加されているが、それ以外は第1回の路線がKMWPへの資料移管まで継続されたと見ることができるからである。

「平和のための京都の戦争展・展示企画案（第一次案）」（1981年4月12日付）では、「基調テーマ」は「[戦争下の府民]一戦場と銃後での府民の戦争体験を通じて戦争の真実を見つめ、平和の尊さを知る」となっており、「[戦争展]のメインは、なんといっても「京都の戦争コーナー」」と強調されている。⁽¹⁹⁾

全体構成の当初案では、「京都の戦争コーナー」、「日中戦争、太平洋戦争の全体像を知るコーナー」、「戦争と平和をみんなで考え合うコーナー」（≠展示）の3つのコーナーに分けられる予定であった。具体的には「京都の戦争コーナー」は、京都の空襲／徴兵・軍隊・戦場／戦争下の府民の暮らし／戦争と子ども・教育（戦争と青春）／婦人と戦争／戦争と文化、スポーツ（言論・報道・出版）／宗教・社寺と戦争／戦争と法律／戦争と障害者／戦争と平和産業、営業、といった項目に分けられていた。「日中戦争、太平洋戦争の全体像を知るコーナー」は、「A. 大空襲（東京、大阪、神戸等）、沖縄戦、特別攻撃隊と玉砕、三光戦略等／B. 戦争の歴史と軍拡の歴史／C. 戦争に抵抗し反対した人びととたたかい／D. イラスト・パネルとデータ、当時の新聞で」といった展示が予定されていた。これが実際の展示では次のようにになっている。まず「京都の戦争」と全体との明確な区別がなくなり、以下のような構成になった。特別攻撃隊コーナー／空襲・原爆コーナー／軍隊・戦場コーナー／戦争と教育・子どもコーナー／戦争と婦人コーナー／戦争と暮らし／戦争をささえた法律コーナー／戦争と文化・スポーツ、

宗教コーナー／核軍拡、平和コーナー／戦争と軍拡の歴史、である。だが、このことは地域の戦争という視点が消えたということではない。戦争下の日常生活を示す展示は京都の様子が展示されている（展示資料との関係で明確に区分した展示が構成できなかったのではないか）。京都という地域での戦争体験の掘り起しと、その戦争を1つの全体として捉えようとした点は、1970年代の戦争学習と基本的に同様の路線にあると見てよい。⁽²¹⁾ 戦争学習の中で重視されていた日本の加害の問題については、1982年の第2回に「戦争の真実を「被害」と「加害」の両側面から見つめて、平和の尊さを心に刻み、確かめ合うこと」が明示されて731部隊の展示が行なわれ、以後毎年継続された。⁽²²⁾

さて、戦争学習の検討で確認した点でもう1つ気になるのは日本国憲法がどのように扱われているのかという点である。第1回の図録には「何百万人の生命を奪った一五年戦争—この犠牲のうえに手にした戦争放棄の決意 憲法第九条」という記述が見られ、日本国憲法とのつながりが意識されていることがわかるが、展示の構成には明確には見てとれない。この点について先ほども引いた井口和起は1994年に、「[戦争展では]「日本国憲法」の基本原則をふまえ、その精神を訴えていくことに焦点を絞ってきた。だが、[……]なぜ「戦争放棄」「武力の不保持」「武力行使の禁止」というような「日本国憲法」の基本原則が生まれてきたのか、少しだげさに言えば日本国憲法の基本原則の根底に流れる思想がもつ「人類史上の意義」について訴え考えること、それと現代の日本と世界の状況とを対比させることなどを、展示構成の基軸の一つにするという視点が不充分だったのではないか」と述べている。⁽²³⁾ 井口のこの整理自体は第1には国際法的な戦争禁止をめぐる努力の歴史を指していると思われるが、日本国憲法の「精神」を訴えることと戦争体験を展示することとが結びついている点では戦争学習と同様であると考えてよいだろう。

このように京都の戦争展は1970年代歴史教育における戦争学習といくつもの共通性を持ち、その成果を背景に成立したと理解してよいだろう。

2) 京都の戦争展における展示へのこだわり

京都の戦争展の基本的な性格は確認できた。これで、平和博物館論として必要な、展示としての特徴の検討に移ることができる。

展示図録およびパンフレットから確認できる第1回京都の戦争展の展示物は、いわゆる「現物」資料のほ

かに写真、再現ジオラマ、解説パネルである。再現ジオラマは、建物疎開に伴う家の取壊し、戦時下の民家と防空壕、特攻艇の3ヶ所である（第2回から原爆投下直後の広島を逃げる母子人形が追加される）。この展示という行為と展示物の特徴について、戦争展実行委員会はどのような認識をしていたのか。2人の実行委員会事務局員の発言を検討する。1人目は第1回の事務局長であった吉田保である。1994年の吉田の発言から確認しよう。

「[戦争展] がかくも成功した理由はいろいろあるが、やはり「戦争展」運動ならではの展示コンセプト—資料展示を通じて戦争の実相と真実を知り、現在と未来の平和に生かす—を、実際に貫いてきたことにあると思う。なかでもとくに、「展示を通じて」という点を重視してきたことである。それは、遺品資料や写真など、一点一点の展示資料に戦争の惨禍が刻みこまれ、見る人をして戦争の実相がリアルに突きつけられるからだ。／それは、風化していく戦争体験を思い起こさせ、理屈抜きで、未体験者の脳裏に焼き付けられていく。展示されたモノ（否定できない実物資料）のみがもつ共感性と迫真力である。戦争の実相にふれ、平和の大切さに圧倒的多数の府民が目ざめていく、「戦争展」の優位性がここにあるのではないかと考えたい。」⁽²⁴⁾

京都の戦争展は展示という行為に自覚的にこだわってきたと先述したが、それはこの吉田の発言からも読みとれるだろう。

次に何度か言及している井口和起の、こちらも1994年段階での認識を確認しておきたい。井口は「展示による知識の伝達方法のなによりの特色が、「もの」とそれによる「語りかけ」にある」とし、この「語りかけ」は、基本的には「強制されない知識」であるべきだ」と述べる。しかし、「戦争展示の企画や市民運動は[……]種々の戦争の「体験」の「風化」を防ぎ、二度と再びこのような惨禍が世界の歴史に起こることのないように、現代に生かしていきたいという強い願いをもっておこなわれている」ため、「ついつい言葉によって事態を解説し、「もの」に対する理解の仕方を書きつらね」てしまう。つまり「文章がいつのまにか中心にすわって、「もの」がその付属物になってしまっている」事態がおこる。井口は「これでは、展示による語り伝えの方法は不要ということになり、せいぜい書物のなかに可能な限りの絵や写真などを加えておけばよいということになりかねない」と危惧する。そして「こういう事態が起こるのを避けようとすれば、

「もの」による「語りかけ」の基本原則をあくまで堅持するという姿勢を終始一貫してつらぬくこと、「語りつぎたい」こともある意味では禁欲的と思われるほど抑制された表現にすべきである。それでも「もの」自体がもつ迫力が、正確で多くの情報を伝えてくれる」と述べる。⁽²⁵⁾

井口がここで示している、解説文が主役となり展示物が付属品になってしまうことへの危惧はある意味でもっともある。解説文を読んで事足りるのならば、展示という表現方法を採用する必要はどこにもない。だが、井口と吉田の態度には看過できない問題もある。彼らは資料の展示に当たっては解説は全く要らないか、あっても少なく抑えるべきであると考えている。これは解説文が主役となることへの危惧としては妥当であるが、展示論としては問題がある。展示資料のいかなる情報が見学者に伝わるのかという伝達情報の質の問題—解説文を付けなくとも伝わる情報は何か、解説文がなければ伝わらない情報は何か—の検討がなされていないからである。そのことが、展示資料による「語りかけ」は「強制されない知識」であるべき」という井口の発言へつながっていると考えられるのだが、しかし例えば教員が生徒を引率し学校に帰ってから試験を課すのでもなければ、戦争展での解説文が知識の強制になるなどということはない（詳細な解説文が知識の強制になるというのであれば、書物はすべて知識の強制となってしまうだろう）。とすれば、ここで問題となるのはいかなる点なのか。それは解説文と展示資料との関係をどのように捉えるかである。井口と吉田は展示資料と解説文との関係を、対立的な競合関係として捉えている。言い換えれば、展示資料の発信する情報と解説文の発信する情報とが、相互に交換可能な情報であると理解している。解説文が展示資料に取って代わり主役となることへの危惧はこの認識の上にあるし、それを回避するために解説文の量（質ではなく）を抑えることも同様である。だが、もしこの両者の情報が完全に交換可能であれば、展示は必ずしも必要ではないことになる。なぜなら、展示資料の情報はすべて文章に置き換えることが可能だから。このことが正しいとすれば、展示という行為が独自の意味を持つためには以下のどちらかの条件が成立していることが必要となるだろう。

- A：展示資料と解説文とで情報が交換可能であっても、展示という手法が解説文より有効に情報を伝えうること
- B：展示資料に解説文とは交換不能な情報が存在

し、かつそれが有意味であるうことこの点について次に検討していこう。

3) 展示行為の独自的意味をめぐって

①条件Aについて

まず、一般に戦争展示が何を表現しているかについて確認しよう。戦争展示において描かれている事柄は、さしあたり次の3つに分けることが可能であろう。

- a：具象的事実
- b：抽象的事実
- c：心象的事実

あえて説明するまでもないかもしれないが、ここで具象的事実と述べたものは、主としてある出来事が起こった情景のことを念頭に置いている。これは五感感知的な（物質的）情報であるが、主には視覚的情報である。これに対して抽象的事実は人間同士の社会的な関係性にかかる事柄（価値や理念も含む）を念頭に置いている。最後の心象的事実は人間の内面に関する事柄、例えは感情を念頭に置いている。この整理を実際の京都の戦争展の展示資料と対応させてみると次のように配分できるだろう。

- a'：「現物」、写真、再現物（ジオラマ、複製品・模造品〔レプリカ〕）、解説パネル
- b'：言語（文字など）資料、解説パネル
- c'：証言（映像・音声・文字）、芸術作品、解説パネル

この分類と対応関係が正しいとすれば、戦争展示における主要展示物は基本的に具象的事実に対応したものだと考えることができる。「理屈抜き」つまり解説抜きに非言語的に情報を伝えている資料は、主として具象的事実の領域のものである（絵画などの芸術作品も非言語的なものであるが、京都の戦争展では主要な展示物ではなく、またその性質については別個に検討する必要があるので本稿ではこれ以上言及しない）。なお、解説パネルを具象的事実の展示物として扱っていることに一言だけ言及しておきたい。ここで念頭に置いている解説パネルの文章とは、ある出来事が生じた情景—いかなる場所で、どのような出来事がおこったのか—の記述である。ただし、それは「現物」や写真、各種再現物から読みとれる情報についての情景描写である。当然のことの確認になるが、言語にはこのような情景描写が可能である。だが、それは（この場合）主として視覚的情報をあえて言語化したものである。このような情報の伝達のみが目的の場合、「現物」であれ再現物であれ視覚的情報を視覚的情報のまま直

接提示する方が情報の伝達は容易であろう。この意味で、具象的事実の領域では展示は解説より優位な伝達手段でありうる、つまり条件Aは成立しうると言うことができるだろう。ただし、念のために次のように補足しておく必要はあるだろう。つまり具象的事実の領域において展示は優位な表現手段でありうるが、情景の文脈を見学者が知る（＝展示者が示す）ためには情報を補足する解説文が絶対に不可欠だということだ。ある情景が文脈から切り離されて単独で提示されたとしたら、それは戦争との関係すら理解することはできないだろう。解説文（抽象的事実）を排した具象的事実の展示だけでは「戦争」展示は成立しないのだ。⁽²⁶⁾ そしてこれは京都の戦争展が根底に持っている戦争責任の追及にも不可欠の部分である。

②条件Bについて

さて、もう1点の条件B、展示資料の情報と解説文の情報との交換不可能性の検討に移ろう。このときヒントになるのは吉田保の次の発言だろう。先ほど引用した文章で吉田は、「遺品資料や写真など、一点一点の展示資料に戦争の惨禍が刻みこまれ、見る人をして戦争の実相がリアルに突きつけられる」という表現をしていた。これまで検討してきた限りで京都の戦争展は展示へのこだわりは強くあるが、その中の「現物」に対するこだわりはそれほど強くないよう見受けられる（例えば再現ジオラマの積極的使用）。しかし、この吉田の文章を、ある種の「現物」へのこだわりとして読むこともできる。それは「戦争の惨禍」が資料に「刻みこまれ」ているという表現である。資料に「戦争の惨禍」が「刻みこまれ」ていること—それはその資料が現に戦争を「体験」した存在であるということだ。はるか彼方に過ぎ去ったはずの出来事をそのまま閉じ込めたかのような「現物」を目の前にすること、それは、遠くの安全な場所から眺めていたはずの出来事が時間と距離をこえて不意に眼前に呼び込まれる経験である。「現物」とはそのような媒介なのだ。もちろん資料のもつこのようなアウラそのものを、見る者が直接感知することはできない。それはあくまで錯覚である。しかし、その錯覚は、はるか離れた過去を現在という安全な足場から眺めるという関係性を一瞬突き崩し、過去の出来事と自らとの関係性を問い合わせ契機を作り出すだろう。⁽²⁷⁾ だが、この媒介としての機能が解説パネルに代替不可能かといえば、必ずしもそうではない。例えばある出来事を生き延びた人たちの証言がわかりやすい例であろうが、彼／彼女らの証言もまた、どのようなメディアでなされるにせよ（つまり解

説パネルに記載された場合でも）、出来事との際会を私たちにもたらす。その意味で、媒介という機能に関しては、「現物」と解説文との交換不可能性は成立しているとは言いがたい。

では、「現物」と解説文との交換不可能性が存在するすれば、それはどこだろうか。それは「現物」が「現物」であること、つまりその唯一性の次元においてである。ある特定の「現物」がある特定の出来事においてどのような位置を占めていたのかについて、それは他の何ものにも代替することはできない。その限りにおいて「現物」は解説文と交換不可能である。もし、その「現物」が誰かの遺品であるならば、その唯一性は、その死んだ人が誰かと交換することなどできない、かけがえのない存在であった／あることを間接的に示すものとなるだろう。あるいは逆に、その「現物」が、例えば戦場である人の胸を貫いた銃弾であったならば、その唯一性は、その不条理な死に対する代替不可能な責任の所在を間接的に告発し続けるものになるだろう。だが、京都の戦争展や平和博物館のような戦争を批判的に捉えるための展示において、すべての「現物」の唯一性がここで例示したような意味をもちうるとは限らない。その目的に照らしたとき「現物」の唯一性が有意味である場合（＝条件B）は限定的である。だが限定的には成立しうると言えるだろう。

かんたんに確認だけしておこう。京都の戦争展の認識を手がかりに検討した結果、条件AおよびBは成立しうる、つまり展示という表現手法には独自的意味が存在しうる。

4. 京都の戦争展からKMWPへ —現状と今後の課題

1) 「国民的歴史体験」の引継ぎと再検討

平和博物館論としてKMWPの来歴をあらためて語ることが本稿の目的であった。最後に、これまで検討してきた流れにKMWPの旧展示そして現在のKMWPを位置づけ、その今後の課題を検討しよう。

京都の戦争展は、地域における戦争体験の掘り起しと15年戦争の全体的特徴（加害問題含む）とを同時に展示しようとした構成や、日本国憲法とのつながりの意識など、1970年代歴史教育における戦争学習の成果や認識が反映されていたと言ってよいだろう。だが、戦争学習が明確化しようと試みていた自らの位置づけ、つまり日本国憲法体制における主権者形成という目的に照らして、日本国憲法獲得の前史として15年戦争と戦争体験（「国民的歴史体験」）を学ぶことについ

では、必ずしも明確には反映されなかった。

では、KMWPの15年戦争の旧展示はどうだったであろうか。京都の戦争展と比較して展示構成の変化を確認しよう。⁽²⁹⁾ 京都の戦争展の基本路線であった「京都の戦争」は、抽出項目「京都出身の兵士たち」と「京都原爆投下計画」の2つに特化され、全体としては近代日本全体の出来事として15年戦争を語るという性格が強化されている（植民地・占領地の展示は拡充）。京都の戦争展でも、実際の展示としては京都の戦争と戦争の全体像とを明確に区分した展示とはならず、京都の資料を用いながら15年戦争全体を語る展示となっていたが、その傾向がより進んだと見てよいだろう。日本国憲法は「現代における戦争と平和」と題された区画の「日本の戦争を防ぐしくみ」というパネルで語られているが、15年戦争や戦争体験との関連はとくに語られていない。むしろそれは、平和学的平和概念と平和への努力の強調（最後の展示コーナー）とつながりを持つように設定されているように見える。また注目しておくべき点として、戦争責任についての展示が独立項目として設定された点がある。

駆け足になるが、つづけてリニューアル後の15年戦争展示について確認しよう。⁽³⁰⁾ KMWPの15年戦争展示はリニューアル後も旧展示の基本的な路線を引き継いでいると言える。そして、植民地・占領地や戦争責任・戦後補償についての展示を拡充している。旧展示では解説パネルで短くふれられていた日本国憲法は、条文を織り込んだタペストリーが新たに展示されているが、順路のどこにもうまく位置づけられておらず、他展示との関連性が非常に不明瞭な状態である。むしろ現在とのかかわりについては戦後補償・戦争責任に力点があるように見える（戦後補償にかかる複数の裁判の展示、日中韓3国共同編集歴史教材の展示など）。

このように京都の戦争展から現在のKMWPまでの展示の流れを見たとき、次のことが指摘できる。1970年代戦争學習が自らを位置づける際に明確化しようと試みていた、戦後=日本国憲法とのつながりから「日本の国民的歴史体験」としての15年戦争・戦争体験を捉え返そうとする姿勢は、京都の戦争展を経てKMWPへといたる過程で徐々に暗示化されてきている。そして現在はむしろ戦後補償・戦争責任から15年戦争を捉え返そうとする姿勢がせり上がってきていると言える。つまり、現在の課題として戦争体験を学ぶときの力点の移動である（加害問題は京都の戦争展でも課題であった）。だが、力点が完全に移動したかと言えばそうとは言えない。戦後補償・戦争責任の展示は従来

に比べて拡充され、展示配置的にも15年戦争展示の最後に配されてはいるが、そこで取り上げられた戦後補償・戦争責任の事例を具体的に描き出すために展示が順路構成されているわけでは必ずしもない。KMWPの展示は民衆の被害から捉えようとした15年戦争展示であり、その意味で全体として戦争責任を問題にしている。だが現在とのつながりは積極的には語られておらず、現在の課題からする問題設定は明示化されていない。そして先述したとおり15年戦争展示の基本構成は大枠では変更されておらず、その意味で旧展示に含まれたものは廃棄されていない。現在のKMWPはこれらが渾然と未分化の状態にあると言えるだろう。

この渾然たる状態を整理するため、暗示化されながらもKMWPがいまなお含みもっている「国民的歴史体験」という課題設定の問題点をあらためて検討しておきたい。この点を先述した際、私はこれが日本国憲法をめぐる政治的対立の中で自覚的に選びとられた点に注目すべきだと書いた。ここで私が喚起したかったのは、過去の出来事であり他者の経験である戦争体験を、どのような自覚と目的の下に取り込み位置づけようとしたのかという点への注意である。「国民的歴史体験」として15年戦争と戦争体験とを捉えようとする流れは、このような課題意識を起源として構築されたものである。そして、この姿勢には次のような2つの問題が存在している。

1つ目の問題は、日本国憲法下の主権者としての日本国民（=「日本人」）がまず設定されてから、その来歴を遡及的に語ってしまうことである（そのような語りは「国民史」を形成する）。その枠で京都の戦争展や平和博物館が取組んできた戦争における被害／加害の問題を語ろうとすれば、日本国民が被害者であると同時に加害者でもあるという語りとなってしまう（京都の戦争展もそうであった）。だが、個別の戦争被害において、被害者が当該問題の加害者であることはまずない。被害者であり加害者でもある日本国民という設定の仕方は、個別の被害／加害関係についてはむしろあいまいにするだろう。もちろん、加害者としての日本国民という設定は、戦争責任や戦後補償をあいまいにし続けてきた日本政府と、その政府を支えてきた有権者たちへの批判として意味をもってきた。だが、では日本国民であることは私に何を要請するのだろうか。⁽³²⁾ 私が日本国民=主権者の1人であることは、私にも現在の政府を現出させた応分の責任が存在することにはなる。だが、具体的な戦争責任の追及や戦後補償のための努力は、私が日本国民であるということ自体

から導かれるものだろうか。そうではあるまい。私が戦争責任の追及や戦後補償のための努力に具体的に関与するとなれば、それは、その問題が未解決であることが不正義であると私自身が理解するからである。私が日本国民であることは、私が主権者として関与しうる（その限りで、関与すべき）場があることを意味する。しかし、具体的にどのような方向にどのように関与するかは、私が日本国民であることからはも導き出されない。となれば、戦争責任・戦後補償の問題への関与に当たっては、日本国民としての来歴（「国民的歴史体験」）を遡及的に語ること自体は必ずしも有効な呼びかけではない。その意味で、「国民的歴史体験」として15年戦争と戦争体験を語ること、そしてそれを前提とした戦争展示は、再検討を要する。

2つ目の問題は、15年戦争とその戦争体験があくまで日本国憲法を導く前史としてのみ扱われるということである。「国民的歴史体験」として戦争体験が日本国民の総体的体験として語られるとき、1人1人の戦争体験の個別性は剥奪され、総体へと回収されてしまう。しかも、その「国民的歴史体験」としての戦争体験もまた、日本国憲法の出現という出来事へと向って収斂していく。となれば、戦争体験の意味は日本国憲法の出現と同時にその役割を終えるか、残っていたとしても、その憲法を守る運動を支える原体験として古層へと追いやられるかして、その元の姿をとどめてはいないだろう。どちらにせよ、戦争体験そのものは、現在から切り離された、過ぎ去ったはるか彼方にある。このとき戦争体験は、いま現在の私にとって、いかなる切迫性をもって迫りうるのだろうか。「戦争体験の継承」⁽³³⁾が平和博物館の役割だと言われるが、それは一体、誰のどのような体験を、誰がどのように扱うことなのだろうか。

KMWPは、このような問題をはらんだ戦争体験の語り方を背負いつつ存在している。そして本稿が試みてきたような来歴の語りは、これらを引き受け、作りかえていこうとする者たちの語りである。

2) 戦争展示の模索

では、KMWPにおいてどのような戦争展示が可能であり、また望ましいのか。「国民的歴史体験」の流れとは別のもう1つの流れ、戦争責任・戦後補償の流れから展示を構成することだろうか。それは1つの道すじとしてありうる。だが、それもなお現在検討中の課題であり、そこへの限定は性急にすぎるだろう。⁽³⁴⁾

ここで、はじめに少しふれたKMWPが日本の他の

平和博物館と異なる点について言及する必要がある。KMWPは京都の戦争展以来のある特徴を受け継いでいる。それは、歴史教育・戦争学習の場だということである。では他の平和博物館は？ 手元で確認できる範囲でいくつか名前をあげてみよう。広島平和記念資料館、沖縄県立平和祈念資料館、ひめゆり平和祈念資料館、大阪国際平和センター（ピースおおさか）……これらの平和博物館に共通しているのは館そのものが戦争犠牲者の慰靈・追悼を目的に含んでいるか（沖縄県立平和祈念資料館、ひめゆり平和祈念資料館、ピースおおさか）あるいはその周辺地域に慰靈・追悼施設が存在していること（沖縄県立平和祈念資料館と平和の礎、広島平和記念資料館と広島平和都市記念碑〔原爆死没者慰靈碑〕など）である。つまり、これら日本の代表的な平和博物館はその地域で死没した人たちの慰靈・追悼と切り離せないのである。KMWPがそのような慰靈・追悼を基本的に排した平和博物館となっているのは、京都という地域が空襲や戦闘による大量死を免れたこととも関係しているだろう。だが、KMWPが慰靈・追悼の問題、言い換えれば戦争における死に何かしらの意味を与える行為とまったく無関係かと言えば、そうではない。京都の戦争展は多くの遺品を遺族から借り受け展示してきた。その1部は現在、KMWPに提供されている。その資料を、情景の展示を構成する1部分として使用するのではなく、誰々の遺品として展示した場合、それはある人の戦争における死が、私的な悼みの範囲をこえて、見ず知らずの人がその死に向き合うことに何がしかの意味をもつ、公的な問題であることを示していることになる。それは人の死の意味づけである。だが、私にとって見ず知らずの人の死に向き合うことには、どのような意味があるというのだろう。これは先ほどふれたことともかかる。つまり、「国民的歴史体験」に回収されない1人1人の戦争体験の中には、戦争による人の死が数多く含まれているからだ。「国民的歴史体験」の語りとは異なる戦争体験の語りを模索するとき、集団的な慰靈・追悼へと向かうのでないならば、1つ1つの個別の死と私がどのように向き合うかは回避できない課題になるだろう。そして戦争展示においてその課題と向き合うとき、遺品はその交点に位置するだろう。先述したように、京都の戦争展や平和博物館のように戦争を批判的に捉えようとする場において、展示という表現手法には一定の独自的意味があると考えてよい。だが、本稿での検討は、京都の戦争展からKMWPへと不明瞭なまま半ば以上無自覚的に引き継がれたものを

めぐるきわめて限定的な検討であった。ある資料を遺品として展示するとはいかなる行為か、いかにして行えればよいのか。今回、手をつけることのできなかった課題である。

「国民的歴史体験」として戦争体験を語るのではない、それとは異なる戦争体験の語り方の模索、それを平和博物館という場で展示として表現するための模索——それは、ある具体性を持った遺品=15年戦争における具体的な人の（不条理な）死と、いまここに生きている私とのあいだに、自分とは無関係のはるか彼方の出来事として取扱うのではないよう、いかなる関係性を構築することができるのかという模索である。そしてそれは、私1人あるいはKMWP1館のみが抱えている課題ではないはずである。

《注》

- (1) 坪井主税「平和博物館」の定義と類型化」（第3回世界平和博物館会議組織委員会・大阪国際平和センター・立命館大学国際平和ミュージアム編集・発行『平和をどう展示するか』1999、所収) p.43
- (2) 例えは歴史教育者協議会編『増補 平和博物館・戦争資料館ガイドブック』(青木書店、2004) を参照。
- (3) 拙稿「フォーラムとしての平和博物館は可能か？」(『立命館平和研究』第7号、2006.3) pp.3-7 参照。
- (4) 平和のための京都の戦争展「国際平和ミュージアム」実現についての声明」(1991.8.15)。なお本稿で使用する京都の戦争展関連資料は京都平和資料事業センターに所蔵されている。同センターの中村秀利さんには資料閲覧の便宜を図っていただいた。ありがとうございます。
- (5) 前掲拙稿p.1
- (6) 基本的な事実関係については『平和のための京都の戦争展—14年間（14回）の写真記録』(京都平和資料事業センター、1994) を参照。また平和運動としての意味や歴史資料掘り起しとしての意味などについては、さしあたり前掲『平和のための京都の戦争展』所収の井口和起「戦争展運動と歴史の研究・教育」、吉田保「京都における「戦争展」運動の軌跡と特徴について」や井口「戦争展の今日的意義」(『歴史評論』556号、1996.8) を参照。井口は日本近現代史研究者で当時、京都府立大学教員。吉田は当時、日本機関紙協会京滋地方本部により京都の戦争展第1回実行委員会事務局長。
- (7) 井口「「戦争展」運動について」(1990.8.4)。この報告は、事務局員によるまとめた整理として管見では最も早い時期になされたもの。これ以後確認できる事務局員の整理は基本的にこの井口の整理と同じであり、井口個人の見解というより事務局内での共通理解かもしれない。
- (8) なお、より直接的な開催契機については吉田前掲論文にふれられている。
- (9) 具体的には元号法制化や「君が代」の国歌化、国家の役割を強く説いた学習指導要領の改訂などを指している。さしあたり高橋磧一・星野安三郎監修『教科書がねらわれている 再びくるか国定化の時代』(あゆみ出版、1981)、星野安三郎・吉村徳三監修『よい教科書を子どもの手に』(あゆみ出版、1981) を参照。
- (10) 例えは「大成功 平和のための京都の戦争展」(日本機関紙協会京滋地方本部機関誌『組織と宣伝』1981.9。同記事は実行委員会メンバーの座談会) は主対象として子どもと保護者、教員をあげており (p.15)、『'86平和のための京都の戦争展・ニュース』2号 (1986.10.14) 掲載の実行委員会事務局員座談会でも京都の戦争展の平和教育としての役割が指摘されている。
- (11) 歴教協は歴史・地理・社会などの教員による全国規模の研究・運動団体。この他に徳武敏夫・山下国幸編著『戦争と教育』(鳩の森書房、1972) などが1970年代の戦争学習を知る上で役に立つ。
- (12) 横山澄男「戦争認識をどう深めるか—「父母の歴史」を中心—」(『歴史地理教育』177号、1971.1) p.71
- (13) 安達喜彦「日本近現代」(『歴史地理教育』213号、1973.7) p.19
- (14) 古谷博「日本近現代・第二分散会 討論まとめ」(『歴史地理教育』193号、1972.2) p.103
- (15) 高橋磧一「歴教協委員長あいさつ」(『歴史地理教育』218号、1973.11) pp.12-13
- (16) 佐々木皓一「地域」(『歴史地理教育』213号、1973.7) pp.13-14
- (17) 安達前掲論文
- (18) 枝村「父母の戦争体験に学ぶ—『戦争体験の記録』を発刊して」(『歴史地理教育』280号、1978.8) pp.18-19
- (19) 「平和のための京都の戦争展実行委員会結成のつどい」配布資料 (1981.4.12)。第1回当初案については本資料より。
- (20) 第1回パンフレットより。
- (21) 少し後だが吉田保は「過去の戦争の民族的体験と教訓を今日の反核・平和の国民的な課題につないでいく、歴史を未来に生かす」と指摘しており (前掲『'86平和のための京都の戦争展・ニュース』p.5)、現在の課題と「民族的体験」としての戦争体験とをつなげている。
- (22) 『'82平和のための京都の戦争展・ニュース』1号 (1982.5.20)
- (23) 井口「戦争展運動と歴史の研究・教育」(前掲) pp.165-166
- (24) 吉田「いま、戦争展運動の発展的転機」(前掲『平和のための京都の戦争展』所収) p.11
- (25) 井口「現代史研究と展示—戦争展示を中心に」(『歴史評

論』526号、1994. 2) pp.40-41

- (26) ただし、このことはすべての資料に必ず解説文を付さなければならぬ、ということではない。展示技法として特定の資料の解説文を排すということは、ありうることである。
- (27) 金子淳は戦争資料の持つ「依代」としての性質を指摘しているが、それが私がここで媒介と呼ぶ機能と同じかは不明である。(金子「戦争資料のリアリティ」『岩波講座 アジア・太平洋戦争 6 日常生活中の総力戦』岩波書店、2006)
- (28) 資料を「現物」であると感じるか否かは、それを見抜く専門的能力を有する場合を除けば、見学者と展示者とのあいだの信頼の上に成り立っているだけである。これは展示者の倫理に属する問題であろう。
- (29) KMWP編集・発行『立命館大学国際平和ミュージアム常設展示詳細解説』(1997)
- (30) 山辺昌彦はKMWPなど1990年代に新たに開館した平和博物館を「総合的な」平和博物館と呼んでいるが、これも日本の被害のみならず加害についても展示しているという意味である。(山辺「日本の平和博物館の到達点と課題」、前掲『増補 平和博物館・戦争資料館ガイドブック』

所収)

- (31) KMWP監修『立命館大学国際平和ミュージアム常設展示図録』(岩波書店、2005)。また拙稿「平和博物館という場が示唆すること」(『歴史科学』186号、2006.11)もKMWPのリニューアル後の展示を紹介しつつ、問題点と課題を提示した。参照されたい。
- (32) 私は日本国籍を持つ「日本国民」であるためこのような語り方になっている。念のため。
- (33) 村上登司文『平和博物館による戦争体験継承とこれから の役割』(京都教育大学教育社会学研究室、1998) p.28
- (34) この点で東京の「女たちの戦争と平和資料館」の検討は重要だろう。
- (35) 大阪府平和祈念戦争資料室編『平和への道しるべ』(同室、1987 [同室はピースおおさかの前身])、沖縄県立平和祈念資料館編『見学の手びき』(同館、1994)、井出三千男・宇吹暁・葉佐井博巳監修『図録平和記念資料館 ヒロシマを世界に』(広島平和記念資料館、1999)、ひめゆり平和祈念資料館資料委員会監修『ひめゆり平和祈念資料館』(財団法人沖縄県女師・一高女ひめゆり同窓会、ひめゆり平和祈念資料館、2004)

(京都府立大学大学院文学研究科博士課程)